



許可06第6号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都東久留米市八幡町一丁目5番25号

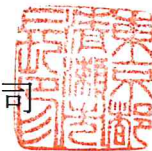
氏名 有限会社 山下商事
代表取締役 山下 雅章

(法人にあつては、主たる事務所所在地、名称及び代表者の氏名)

清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第31条第6項の規定により下記のとおり許可する。

令和6年2月29日

清瀬市長 澁谷 桂司



記

- 取り扱う一般廃棄物の種類 厨芥、紙屑、草木屑、繊維屑
- 収集運搬の区別 収集・運搬
- 運搬先 柳泉園組合 他
- 区域 清瀬市内
- 許可の有効期間 令和6年4月1日から
令和8年3月31日まで
- 許可の条件
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令並びに清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例・施行規則を遵守すること。
 - 再資源として活用できるものは、可能な限り分別し有効活用を図ること。
 - 清瀬市の行政区域外の廃棄物が混入しないよう明確に遂行すること。
 - 次の各号の一に該当するときは、許可を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがある。
 - 法令、条例又は規則の規定に違反したとき。
 - 偽りその他の不正の行為により許可を受けたとき。
 - 許可基準(清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第31条の規定)に該当しなくなったとき。